

## 事故防止及び事故発生時対応の指針

### 第1条(目的)

本指針は、日本コミュニティケア株式会社(以下、「JCC グループ」という。)が運用する居宅サービス事業所、入所施設、障害児通所支援事業所等(以下「施設」という。)の事業に係る介護事故の未然防止と事故発生時の対応を定め、信頼される誠実な企業を目指すとともに、安全かつ適正に質の高いサービスを提供する体制を確立することを目的とする。

### 第2条(事故発生防止委員会の設置)

#### 1 事故発生防止委員会及び安全管理委員会の設置

JCCグループは、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、「事故発生防止委員会」と看護職員と介護職員の連携による喀痰吸引等の実施にかかる体制の検討を行う「安全管理委員会」(以下、「事故発生防止委員会」という)を設置する。

#### 2 目的

施設内での事故を未然に防止する(但し、防災と共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、利用者に最善の対応を提供する)ことを目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組みます。

#### 3 委員会の構成員とその役割

- (1) この委員会の委員長は代表とします。
- (2) 委員長は副委員長を任命し委員長を補佐します。
- (3) 委員長は事故発生防止委員会の構成委員として各施設の管理者を任命します。
- (4) 委員会および委員の主な役割
  - ア) マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備  
介護事故等未然防止のため、マニュアルを作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。事故・ヒヤリハット報告書等の様式についても作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。
  - イ) 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討  
事故・ヒヤリハット報告を分析し、事故発生防止の為の再発防止策を検討します。
  - ウ) 再発防止策の周知徹底
    - イ) によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。
- (5) 事故発生防止委員会の開催  
毎月開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

(6) 事故発生防止担当者の選任

事故発生防止にかかる担当者は、各施設の管理者とする。

**第3条(研修に関する基本方針)**

事故発生防止委員会において、事故発生防止のための研修内容等を検討し、事故発生防止担当者が各施設において事業所内研修計画に沿って以下の研修を実施します。

- ①定期的な研修（訓練）の実施（年1回以上）
- ②新任職員への研修（訓練）の実施
- ③その他必要な研修（訓練）の実施
- ④実施した研修（訓練）についての実施内容（資料）及び出席者の記録と保管

**第4条(報告方法及びその分析と周知)**

報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものでないことに留意します。

①報告手順の確立

アクシデント・インシデント報告書の(様式1)を作成し、報告手順を確立します。

職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告書により報告します。

②事故要因の分析

事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討します。

③改善策の周知徹底

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底します。

④防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価します。

**第5条(事故発生時の対応)**

介護事故が発生した場合には、定められた手順の通り速やかに対応します。

①当該利用者への対応

(1)事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。

(2)関係職員は、管理者(事故発生防止担当者)に連絡を行う。

(3)管理者(事故発生防止担当者)は、関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員はアクシデント・インシデント報告書(様式 1)で、速やかに管理者(事故発生防止担当者)報告します。

③事故発生防止委員長への報告

関係職員からの連絡等に基づき、管理者(事故発生防止担当者)は、事故の状況等について事故発生防止委員長に連絡へ報告し必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

④関係者への連絡・報告

ご家族・担当ケアマネージャー等に事故の状況等について報告します。

⑤名古屋市等への報告

名古屋市等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた指定様式で報告します。

⑥損害賠償等

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、施設の加入する損害賠償保険で対応します。

#### 第 6 条(介護事故対応等に係る苦情解決方法)

介護事故対応に係わる苦情相談については、「苦情・相談対応の指針」に準じ対応します。

#### 第 7 条(当指針の閲覧)

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

#### 付則

この指針は、平成 28 年 9 月 1 日より施行する。

この指針は、平成 3 年 7 月 1 日より施行します。(事故防止及び事故発生の対応手引き追加)

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日より施行します。(名古屋市介護保険課電話番号変更)